

通勤手当の非課税限度額

2016.04.07
(PCA Dream21 K)

I. 非課税限度額の改正

平成28年度の税制改正により、給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられました。この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

II. 改正への対応方法

今回の改正は、現在のプログラムで登録されている限度額の変更をすることにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません**。

※ 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定が適用されていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に清算することになっています。『PCA Dream21 給与計算 (K) モジュール』での清算の操作方法は、本年の年末調整プログラム提供の際に、お知らせする予定です。

III. 非課税限度額の変更方法

※ [通勤費区分1] (手入力) を使用して、社員ごとに非課税額を直接入力している場合は、以下の操作は不要です。「前準備」－「従業員給与情報の登録」の「通勤費」タブにて、各社員に新しい非課税額を入力してください。

◆ 料率変更の操作方法 ◆

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」－「法定情報の登録」を起動します。
- ② [法定情報の登録] 画面で、[非課税通勤費] ボタン (または [操作]－[非課税通勤費の設定]) をクリックして [通勤費非課税限度額] 画面を開きます。
- ③ [通勤費区分2] (交通機関定期券他) の [非課税限度額] 欄を10万円から15万円に変更して [OK] ボタンをクリックします。

通勤費区分	非課税限度額	通勤内容
1	0	手入力
2	150,000	交通機関定期券他
3	28,000	交通用具使用(55km > 片道 ≥ 45km)
4	24,400	交通用具使用(45km > 片道 ≥ 35km)
5	18,700	交通用具使用(35km > 片道 ≥ 25km)
6	12,900	交通用具使用(25km > 片道 ≥ 15km)
7	7,100	交通用具使用(15km > 片道 ≥ 10km)
8	4,200	交通用具使用(10km > 片道 ≥ 2km)
9	31,600	交通用具使用(片道 ≥ 55km)

非課税限度額を7桁以内で入力します。

④ [履歴登録] または [登録] を実行します。

※ 履歴期間（使用期間）を作成する場合は、[履歴登録] を実行します。[履歴登録] 実行時の [更新基準日] は、[平成28年4月1日] を入力します。

※ 履歴期間（使用期間）を作成しない場合や既に履歴期間を作成済みの場合は [登録] を実行します。

【重要】 使用期間が [平成28年4月1日] 以降の日付で区切られている場合は、その使用期間でも通勤手当非課税限度額を変更してください。